

茂総務第 61 号
令和7年9月16日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市長 市 原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和6年11月18日付け茂監第52号)

総合企画部	総務課
監 査 結 果	
<ul style="list-style-type: none">・行財政改革の推進にあたっては、行財政改革推進指針第2次実施計画（R6～R8：3か年計画）の達成に向けた効果的な進行管理方法を検討されたい。また、見直しを提案している事業については、総務課が積極的に関与し、着実に実現できるよう努められたい。・今年度開始された「新しい芽（目）活動※」については、一定の効果が認められることから、より一層の事務改善とよりよい職場環境づくりを推進するためにも、今後も継続して取り組まれたい。また、さらに効果的な活動とするため、職員からの意見も参考にしながら、手法の見直しについても検討されたい。	
<p>※1 新しい芽（目）活動…新しい職場に配属となった職員による新しい目（視点）によって、これまで当たり前と思っていたこと、気付かないロス、現状に合っていないことなどを発見する活動。</p>	
措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none">・行財政改革推進指針第2次実施計画の進行管理については、従来、年度終了時にのみ行っていた取り組みの評価を半期毎に実施することとし、進捗に遅れが見られる場合には早期に総務課が関与できるように改めた。・令和7年度審査対象の改善報告は11件であり、そのうち1件が新しい芽（目）による報告である。10月30日（木）に予定している審査委員会において職員提案制度推進員に運用方法など意見を持ち寄るよう依頼しており、意見を聴取のうえ、手法について見直しを実施する予定である。	